

平成 21 年 5 月 12 日

各 位

上場会社名　　ダイトーケミックス株式会社
代表者名　　代表取締役　　村瀬　千弘
本店所在地　　大阪市鶴見区茨田大宮三丁目 1 番 7 号
（コード番号　4 3 6 6　大証第 2 部）
（問合せ先）　　管理部長　　永松　真一
（TEL　06-6911-9310）

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションを目的とした新株予約権の発行に関する議案を、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の当社第 63 期定時株主総会（以下「本総会」という。）に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の業績と当社の従業員の受ける利益とを連動させることにより、当社業績の向上に対する貢献意欲を高め、もって株主の利害との一致を図ることを目的とする。
2. 新株予約権の割当対象者
割当日における当社の従業員
3. 本総会の決議によって募集事項の決定を取締役に委任することができる新株予約権の内容および数の上限
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式450,000株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。
 - (2) 発行する新株予約権の総数
450個を上限とする。
なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は1,000株とする。ただし、上記（1）に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとし、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行または移転

する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認められる行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

(4) 新株予約権の行使期間

平成23年7月1日から平成26年3月31日までとする。

(5) 新株予約権の行使条件

- ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使の時点において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、従業員が、定年退職した場合および取締役または監査役を任期満了により退任した場合には、その地位を失った後も、行使することができるものとする。
- ②新株予約権者の相続人は、行使することができないものとする。
- ③新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。

(6) 新株予約権の取得条件

- ①新株予約権の割当を受けた者が上記（5）①および②に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書または分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、新株予約権を無償で取得できるものとする。

(7) 新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

- (9) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の本新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

- ② 新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的となる株式数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

- ⑤ 新株予約権の行使期間

上記（4）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（4）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ その他行使条件および取得条項

上記（5）および（6）に準じて定めるものとする。

- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記（8）に準じて定めるものとする。

- ⑧ 新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議を要する。

4. 本総会の決議によって募集事項の決定を取締役に委任することができる新株予約権については金銭の払込みは要しない。

(注) 上記の内容については、平成21年6月25日開催予定の本総会において「ストックオプションとして新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件」が承認可決されることと取締役会において承認されることを条件といたします。

以上